

なんでも相談対応件数(岡田小学校)の推移

期	月日	生活	健康 (医療)	制度 サービス	物資 人	その他	計
避難生活支援導入期	7/13~19 7日間	40 5.7/日 12.1%	20 2.9/日 6.1%	102 14.6/日 30.9%	123 17.6/日 37.3%	45 6.4/日 13.6%	330 47.1/日 100.0%
避難生活継続期	7/20~25 6日間	63 10.5/日 27.9%	6 1.0/日 2.7%	65 10.8/日 28.8%	62 10.3/日 27.4%	30 5.0/日 8.9%	226 37.7/日 100.0%
仮住まい導入支援期	7/26~31 6日間	33 5.5/日 25.8%	2 0.3/日 1.6%	31 5.2/日 24.2%	32 5.3/日 25.0%	30 5.0/日 23.4%	128 21.3/日 100.0%
仮住まい生活支援期	8/1~9/2 33日間	217 6.6/日 26.4%	38 1.2/日 4.6%	144 4.4/日 17.5%	282 8.5/日 34.3%	140 4.2/日 17.1%	821 24.9/日 100.0%
	計 52日間	489 9.4/日 22.3%	94 2.0/日 4.3%	540 10.4/日 24.7%	716 13.8/日 32.7%	350 6.7/日 16.0%	2189 42.1/日 100.0%

岡山DWATの1日の流れ・スケジュール(7/25)

- 6:45 現地本部であるクムレ「栗の家」出発 7:20 岡田小学校到着
- 8:00 全体ミーティング(倉敷市避難所運営責任者・保健・NPO・福祉関係者全員)
- 8:30 福祉ミーティング(保健師・JRAT・看護師等)
 - ・本日行う担当割(役割分担)
 - ・複数チームに分かれ、ラウンド&環境面等へのアプローチ(医療・保健分野との連携)
- 9:00 なんでも相談(体育館)での相談開始(ローテーション~16:00)
 - ・ラウンド(アセスメント)開始
- 10:30 DWATミーティング(現地Co・クールリーダー・クールサブリーダー)
- 11:30 軽体操教室受付補助(体操教室終了後、集いの場として活用)
- 12:30 休憩(1時間程度:ローテーション)
- 13:30 福祉医療ミーティング(保健師・JRAT・巡回看護師等)
 - ・午前の振り返り・調査、医療ミーティングや全体ミーティングに向けた整理
- 15:30 全体ミーティング(倉敷市・保健師・JRAT・ピースボート等)
- 16:10 DWATミーティング(DWAT全員)
 - ・相談コーナー件数の報告・明日行うべき事項に関する相談
- 16:30 活動記録 17:00 終了

岡山DWAT派遣に向けた後方支援活動(応急期～復旧期)

[7月20日(金)]/DWAT第2回緊急会議(経営協、老施協、障施協、社社会・介士会・ケアマネ協会・県社協)
・県外DWATの派遣要請を報告。
・活動状況を踏まえ、9月2日(第13クール)までのDWAT派遣(第2期)決定並びに調整開始。【見立ての修正】

[8月27日(月)]/DWAT第3回緊急会議(経営協、老施協、障施協、社社会・介士会・ケアマネ協会・県社協)
・DWATの派遣について、9月2日をもって終結する旨を報告。
・DWAT活動は終結するが、地元倉敷市社協による見守り支援対応が10月にならないと活動展開できないことから、DWATで行ってきた「つどいの場(ふれあいサロン活動・相談支援)」を9月2日から30日まで継続することを決定並びに調整開始。【見立ての修正】

【県社協(派遣事務局)の役割】

- ・DWAT(第1期)(第2期)、つどいの場の派遣調整全般。
- ・毎日リーダーより送信される活動報告(3ヶ所)のとりまとめ(活動報告は詳細にまとめてもらうように伝達)と経営協や全社協、厚労省、岡山県等行政関係機関への配信。
- ・現地Coの後方支援(48/55日間)。
- ・KURADRO等の医療・保健分野の会議参画。
- ・マスク対応。

つどいの場(ふれあいサロン活動)の継続的な支援展開

岡山DWATは9月2日(日)をもって常駐派遣を終了したが、2学期が始まった後も、倉敷市社協における被災者見守り・相談支援体制が構築できるまでの間、支援する団体等がいなかったため、引き続き、岡山県内の社会福祉法人・施設関係者、職能団体の協力のもと、岡山DWATで取り組んできた「つどいの場(ふれあいサロン活動)」を展開した。

- 【活動内容】 つどいの場(ふれあいサロン活動)の運営(準備・参加呼びかけ・進行・片付け)
- 【活動期間】 9月2日(日)から9月30日(日)のうち2日間連続で活動
- 【活動時間】 11:00 ~ 16:30
- 【活動場所】 岡山DWATが活動した2つの小学校避難所
- 【経費】 派遣する社会福祉法人・施設(旅費のみ全国経営協より負担)

この活動は、岡山県社会福祉協議会が社会福祉法人等に参画を呼びかけ、要配慮者の見守りや相談対応、交流の場を提供(ニーズに基づいた)した活動であり、「地域における公益的な活動」として位置づけられる。

岡山DWAT活動の成果と課題

〔成果・評価〕

- ①被災地において、福祉分野の活動が求められていることがわかった。
- ②被災地において、医療・保健関係者と連携して具体的な支援活動が展開できた。
- ③DWATの多くが岡山県内の福祉関係者だったので、被災者への安心感・信頼感が高かった。
- ④実際に活動展開したことで、チーム員一人ひとりのスキルやノウハウが蓄積できた。
- ⑤岩手県や京都府等をはじめ、先進的に取り組んでいる県外DWATの応援・支援をいただきながら、緊急期・応急期・復旧期等のニーズや環境変化を実体験することができた。
- ⑥他都府県から派遣されてきた保健師やDMAT、JRAT、NPO関係者等にDWAT活動が周知された。
- ⑦他都府県においても、DWATの組成や構築の期待・要望が高まった。

〔課題〕

- ①岡山県として精度の高いDWATの構築する。
- ②前もって、医療・保健分野との連携体制や役割分担、特徴などを把握する。
- ③県外DWATを受け入れる体制、受援体制の構築や体制・準備を整える。
- ④派遣事務局としての体制・資機材等を整備する。

東日本大震災などの災害で発生したこと

1. 震災直接死の発生
 - ・高齢者・障害者らに多くの被害(避難行動の問題)
2. 震災関連死・重度化等の二次被害の発生
 - ・避難生活長期化で支援が必要な人は継続して発生(早期対応の遅れ)
3. 変化する支援ニーズへの対応
 - ・時系列で支援ニーズは変化(支援をつないでいく必要)
4. 福祉・介護専門職に対する支援・受援の必要
 - ・災害時の福祉支援体制の確保のみならず、受援側の課題(支援・受援体制)
5. 行政による対応の限界
 - ・災害によるインパクト・要配慮者の増加等、対応にも限界(行政にしかできないことへの注力)

これは大規模災害だったからか？ ⇒ 違う

高齢者の増加＝要介護高齢者の増加(量)
核家族化で家庭内生活支援基盤は弱体化

在宅生活推進で施設外に住む重度の人々は増加
地域コミュニティも弱体化

大規模ではなくても、災害のインパクトを受けやすい日本の社会

社会福祉関係者だからこそ、専門性を活かした災害支援

要配慮者の二次被害の防止⇒要配慮者のニーズ把握や専門性の高い支援展開

〔対応方法〕

- ①各社会福祉法人における事業継続計画(内部・外部、受援)の策定⇒「**想定外**」という言葉は通用しない。
⇒緊急時の対応マニュアルの策定等の組織内BCP、地域住民が避難してくることを想定したBCP
⇒「法人の事業継続」から「地域を支える」を想定したBCPの策定へ
- ②地域住民や地域の社会福祉施設との関係づくり
⇒災害時における地域共生社会づくり、
地域包括支援の取組であり、相互支援の仕組み、みんなの課題として考え、取り組んでいくこと
- ③被災地以外からの福祉専門職による支援展開
災害派遣福祉チーム(DWAT)の組成・構築
同種の社会福祉施設・事業所や福祉避難所に福祉職員の応援派遣
外部からの受援体制の構築
- ④関係機関・団体との連携・協力体制の構築(災害福祉支援ネットワークへ参画)
障施協等の種別協議会、介護福祉士会・社会福祉士会等の職能団体
県行政・市町村行政、市町村社協等
- ⑤被災地の社会福祉関係者だからこそ…

平成30年7月豪雨災害を体験したからこそ…

〔保健・福祉関係者が災害福祉支援に取り組むこと=願い〕

⇒ 県民の生命と財産を守るために… 災害時における二次被害を軽減するために…
多種多様な被災者の生活課題やニーズに寄り添い、誰もが長年住み慣れた地域で暮らし続けるために…

そのためには

職員に対して災害福祉支援に取り組む理由や意識の醸成、BCP(事業継続計画)策定による早期復旧
地域住民との関係づくり(災害福祉支援は住民も関心大)を通して、**住民から信頼される存在になる**

事前に、自治体と災害支援体制(協定等)が構築していれば、自治体は自治体にしかできない業務に注力し、
それぞれの立場で復旧・復興に全力で取り組めることにつながる
保健師や各種関係団体と連携が構築していれば、
迅速に情報共有や役割分担が行われ、効果・効率的な支援に取り組めることにつながる
地元社協や社会福祉法人と連携していれば、**社協や社会福祉法人から支援を受けられることにつながる**

保健・福祉関係者は、このたびの災害を通して、多くの学び(受援)や経験・体験、ノウハウの蓄積がある
平成30年7月豪雨を体験した岡山県の保健・福祉関係者は、

今回の体験や反省を生かし、もう一歩進めた取組を行うことが求められてしまっている…

多様な被災者の生活課題やニーズに対応するためには 多様な医療・保健・福祉関係者の協働体制が求められている

〔保健・福祉関係者が災害福祉支援に取り組むこと＝願い〕

- ⇒ 県民の生命と財産を守るために・・・ 災害時における二次被害を軽減するために・・・
多種多様な被災者の生活課題やニーズに寄り添い、誰もが長年住み慣れた地域で暮らし続けるために・・・
- ⇒ 願いの実現のためには
社会福祉法人は、DWATに福祉専門職を派遣することだけでは実現できない・・・
⇒DWATの活動以降の取組への参画
社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを運営することだけでは実現できない・・・
⇒災害ボラセンの運営だけではなく、見守りや復興支援を踏まえた支援展開

今、被災地では、仮設住宅やみなし仮設、徐々に被災地に戻ってきている要配慮者に対して
見守りや声かけ、福祉専門職としてのかかわりが求められている。

- ⇒ 害によって生じた二次被害を軽減したり、多種多様な被災者の生活課題やニーズに寄り添って、
誰もが長年住みなれた地域で暮らし続けるようにしていくためには

「医療・保健・福祉関係者間のネットワークの構築(連携)」が求められている。

平成30年7月豪雨災害における岡山DWAT活動のふりかえり

・平成30年7月豪雨災害においては、7月10日から9月2日まで「DWAT活動」、9月2日から9月30日まで「つどいの場活動」を展開しました。

- ・岡山DWAT活動やつどいの場活動を通して、
 - ①緊急期(避難行動支援)＝DWAT活動体制の構築、
 - ②応急期(避難生活導入支援)＝DWAT活動の安定・支援充実、
 - ③復旧期(避難生活継続支援・仮住まい導入支援・仮住まい生活支援)＝地域等への引継ぎすべての場面を経験できたことは非常に大きな学びになりました。

・また、他府県DWAT(DCAT)を受入をとおして、受援体制の構築や資機材の手配等の課題も浮き彫りになりました。今後事務局体制や機能を充実させながら、岡山県との協定の締結に向けて協議を進めていく予定。

・岡山県は、県外からのDWAT(DCAT)の受入や、活動開始から終結までの活動ノウハウの蓄積を今後のDWAT活動へ生かしていくことが平成30年7月豪雨災害を経験した岡山DWATの役割のひとつです。

平成30年7月豪雨災害における岡山DWAT活動のふりかえり

・このたびの平成30年7月豪雨災害における、DWAT活動並びにつどいの場の活動支援は、岡山県社会福祉協議会をプラットフォームに、災害福祉支援(要配慮者支援)という課題に対して、県下の経営協・老施協・障施協・保護協等の種別協議会、社会福祉士会や介護福祉士会、介護支援専門員協会・精神保健福祉士協会等の職能団体、病院や医療ソーシャルワーカー協会、福祉・医療関係機関・団体からの職員派遣・応援派遣があったからこそ実現できた活動でした。

・この活動は、高齢・障害・児童といった分野や組織の壁を越え、災害福祉支援という共通課題に対して、福祉・医療関係者が横の連携で対応したモデル事例のひとつになったといえます。

・ご協力いただきましたすべての関係者に心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

・被災地では、今現在も仮設住宅やみなし仮設住宅等で生活されている方々が多数います。今後も地元倉敷市を中心とした見守り・相談支援体制において、福祉・医療関係者の参画は必要となりますので、引き続きご支援いただきますよう、よろしく願いいたします。

ご清聴、ありがとうございました。

平成30年7月豪雨災害 つどいの場（ふれあいサロン活動）職員派遣クール表																														
9月2日（日）～9月30日（日）まで各クール1名（1日あたり2名対応）																														
クール	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
1																														
2		2クール																												
3			3クール																											
4				4クール																										
5					5クール																									
6						6クール																								
7							7クール																							
8								8クール																						
9									9クール																					
10										10クール																				
11											11クール																			
12												12クール																		
13													13クール																	
14														14クール																
15															15クール															
クール	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
16															16クール															
17																17クール														
18																	18クール													
19																		19クール												
20																			20クール											
21																				21クール										
22																					22クール									
23																						23クール								
24																							24クール							
25																								25クール						
26																									26クール					
27																										27クール				
28																											28クール			
29																													29クール	
30																														

岡山DWA Tにおける一般避難所（岡田小学校）での主な支援活動

岡山DWA Tは、一般避難所である岡田小学校を中心に、55日間活動を展開しました。

それぞれ避難所の状況（緊急期・応急期・復旧期）に応じて、岡山DWA Tの取組は変わっていきましたが、ここでは、主な活動として実施した①要配慮者支援、②なんでも相談、③つどいの場、④子どもの遊び場、⑤環境整備について、活動内容の概要をまとめました。

①要配慮者支援

【緊急期】

1) 福祉施設への受入調整事例（70歳代女性）

7月10日の先遣隊時に、保健師より祖母が孫から突き飛ばされたとの相談があり、支援調整依頼がある。祖母は認知症、夜間徘徊、歩行が不安定であり、家族は、昼は家の片付け、夜間は祖母の見守りでかなり疲れがたまっているようであったが、祖母の身体には古いあざが多数あり、発災前から虐待を受けていた可能性がうかがえた。

岡山DWA Tでは、保健師より対応を依頼され、家族と話し合い、ショートステイの利用を承諾される。その後、地域包括ケア推進室（地域包括支援センターの取りまとめ行政機関、被災に関わる高齢者の問い合わせ窓口）へ一般避難所以外の生活の場の提供を依頼し、担当ケアマネジャーにショートステイを調整してもらい、利用に至る。

その後、担当ケアマネジャーより、ショートステイ中の食費の負担が経済的に難しくなり、一般避難所に帰ってくるようになったとのことで気にかけてほしいとの要請があった。しかしながら、一般避難所での生活は難しく、夜間転倒やネグレクト傾向（おしめの交換ができておらず、さらに、ズボンもはいておらず、タオルを巻いているのみ）が発生、その後、高齢者支援センター、担当ケアマネジャー、岡山DWA Tで会議を行い、今後の方向性と役割分担を行い、最終的には福祉避難所のショートステイを利用していくように調整を行った。

※この対応により、保健師チームからの信頼を得ることにつながった。また、避難所に戻ってきた際の迅速な対応により、避難所運営行政からの信頼も高まった。

2) 病院への入院調整事例（90歳代女性）

一般避難所において、DMA T（医師）と診察に同行した際、入院が必要な要配慮者（圧迫骨折、ねたきり、おしめ、金銭的理由で受診をためらう）に対し、病院のソーシャルワーカーへ連絡し、空きベッド調整と診療代の交渉を行った。

入院時には避難所運営行政、DWA Tの許可を得て救急車を要請した。

※DMA Tの医師は、一般避難所を巡回して支援を行っているのので、診察結果を家族に連絡（報告）したり、医療機関への調整などをDWA Tで担ったことで、医師にDWA Tの存在と役割を印象付け、その後、ケース依頼に繋がった。

3) 避難場所調整事例

県外から派遣された保健師より、市外の親族宅に一時避難していた在宅酸素使用の要配慮者が、家の片付けのため避難所に身を寄せたいとの相談があった。岡山DWA Tでは、DMA T（医師）から、現状の一般避難所の環境が衛生面において在宅酸素の使用者には適さない状況であるとの指摘（助言）を受け、市内のホテル関係者と調整を行い、受入調整を行った。

※丁寧なつながりによりDMA Tより信頼を得る。県外から派遣されている保健師には難しい県内の機関とのつながりをする事で保健師の負担を軽減させることができた。

【応急期（7月中旬～下旬）】

1) 女性 80 歳代（要介護 1）の事例

避難所で生活されていた 80 歳代女性より、岡山 DWAT が開設していたなんでも相談コーナーに、他県に住んでいた親族が帰ってしまうため、今後の生活についての不安を相談された。

関係する高齢者支援センターとともにいったラウンド時に情報交換し、本人の発災前の担当ケアマネジャーと協働し、本人承諾のもと、有料老人ホームへの入居手続きを進めた。

2) 女性（高齢：年齢不明）認知症あり、両足浮腫あり、左膝痛みあり、介護保険期限切れの事例

要配慮者の家族より、介護支援専門員とともにいったラウンド時に、福祉サービス利用の希望が挙げられる。本人からの福祉サービス利用の希望の訴えはあまり見られず、利用に後ろ向きであったが、本人と家族との打ち合わせを重ね、最終的には市外のみなし仮設住宅の所在地を担当する地域包括支援センターに相談、避難所におけるアセスメント、ケース記録を共有し、避難所退所後の福祉サービスの利用調整を依頼する。

※本人、家族と話しをする中で、様々な福祉サービス事業者や職能団体などをつなぐパイプ役として関わった。

②なんでも相談件数（岡田小学校）

月日	生活	健康 医療	制度 サービス	物資 人	その 他	計	特記事項
7/13	1	2	9	11	3	26	なんでも相談開始
7/14	7	11	11	28	12	69	
7/15	6	5	31	48	12	102	罹災証明の発行開始
7/16	7	1	11	19	5	43	
7/17	10	0	20	6	5	41	
7/18	5	1	14	6	6	32	自治ミーティング開始
7/19	4	0	6	5	2	17	
7/20	0	0	9	0	0	9	相談対応場所を南館の総合受付横へ移動
7/21	7	1	13	5	1	27	
7/22	15	2	13	14	4	48	班長会をお盆終わりまで開催（毎日⇒隔日）
7/23	19	2	10	17	6	54	
7/24	7	1	15	9	14	46	
7/25	15	0	5	17	5	42	高齢者支援センター全戸訪問のため来所
7/26	6	1	8	10	9	34	地域への引継に向けた記録整理の意識統一
7/27	8	0	5	1	5	19	
7/28	5	1	4	7	5	22	台風接近に伴う夜間支援のため、宿直対応
7/29						0	台風接近により、活動中止
7/30	5	0	7	10	9	31	
7/31	9	0	7	4	2	22	
8/1	2		12	1	2	17	倉敷市保健所の夜間調査（全戸把握の一環）
8/2	5	2	9	5	4	25	
8/3	5	1	12	1	3	22	
8/4	1	1	13	10	3	28	倉敷市による今後の住まいのアンケート実施
8/5	8	1	5	10	5	29	学校再開に向け、教室棟閉鎖の住民説明会実施
8/6	8	1	7	10	5	31	

月日	生活	健康 医療	制度 サービス	物資 人	その 他	計	特記事項
8/7	11	1	13	12	3	40	
8/8	9	9	10	13	2	43	
8/9	5	2	2	15	9	33	
8/10	6	3	5	10	9	33	
8/11	3	2	7	12	3	27	
8/12	12	3	2	8	9	34	
8/13	7	2	3	9	6	27	
8/14	8	1	0	16	3	28	
8/15	4	0	1	5	5	15	
8/16	2	0	0	9	1	12	
8/17	4	2	1	8	5	20	
8/18	4	1	2	10	3	20	
8/19	8	0	1	3	0	12	こどもの遊び時間の確保
8/20	4	0	0	7	3	14	
8/21	4	0	1	4	0	9	
8/22	2	0	2	10	6	20	地元ケアマネ等へケース記録の情報共有・提供
8/23	5	0	2	12	2	21	台風接近により 13:30 途中で活動中止
8/24	6	1	2	13	6	28	
8/25	2	2	5	14	8	31	
8/26	7	0	3	6	7	23	
8/27	11	2	6	13	5	37	
8/28	10	0	1	12	6	29	
8/29	8	0	4	9	5	26	
8/30	5	0	6	3	7	21	
8/31	10	0	3	5	3	21	
9/1	22	0	2	1	0	25	
9/2	9	1	2	6	2	20	
計	353	66	342	499	245	1505	

期	月日	生活	健康 (医療)	制度 サービス	物資 人	その他	計
避難生活支援導入期	7/13~19 7日間	40 5.7/日 12.1%	20 2.9/日 6.1%	102 14.6/日 30.9%	123 17.6/日 37.3%	45 6.4/日 13.6%	330 47.1/日 100.0%
避難生活継続期	7/20~25 6日間	63 10.5/日 27.9%	6 1.0/日 2.7%	65 10.8/日 28.8%	62 10.3/日 27.4%	30 5.0/日 8.9%	226 37.7/日 100.0%
仮住まい導入支援期	7/26~31 6日間	33 5.5/日 25.8%	2 0.3/日 1.6%	31 5.2/日 24.2%	32 5.3/日 25.0%	30 5.0/日 23.4%	128 21.3/日 100.0%
仮住まい生活支援期	8/1~9/2 33日間	217 6.6/日 26.4%	38 1.2/日 4.6%	144 4.4/日 17.5%	282 8.5/日 34.3%	140 4.2/日 17.1%	821 24.9/日 100.0%
	計 52日間	489 9.4/日 22.3%	94 2.0/日 4.3%	540 10.4/日 24.7%	716 13.8/日 32.7%	350 6.7/日 16.0%	2189 42.1/日 100.0%

③つどいの場（介護予防体操）について

7月20日から、廃用症候群、認知症予防のために、避難所運営行政と調整し、軽体操が行える場所の確保と他機関（J R A T、倉敷市総合福祉事業団の健康運動指導士）と連携して、毎日定時（11時頃）から）につどいの場（介護予防体操）を実施した。

また、軽体操の実施だけでなく、避難者同士のコミュニケーションが取れる場として、スペースを開放し、昼食等もともにとってもらった。

9月2日の岡山D W A T撤収時には、つどいの場を継続できる地元団体がいなかったため、1か月間は岡山県下の社会福祉施設、職能団体から職員を派遣いただき、つどいの場の運営を行い、その後地元の団体への引継ぎを行った。

つどいの場では支援者が間に入り、軽体操、脳トレ等を通じて避難者同士、交流を行った。

④こどもの遊び場（Kids あそびタイム）

子どもの生活上の問題は具体的には表面化していなかったが、小学校が設置している学習室へ参加できていない子どもが時間を持て余している背景があり、学習室と調整のもと、8月19日から8月31日まで毎日30分間、子どもとの外遊び（フラフープ、縄跳び、ボール遊び、ブランコ等）の補助と見守りを実施した。

外遊び終了後はおやつの時間があり、おやつが配られることで、子どもも遊びと学習の切り替えができ、学習室に参加していない子の親からは、「子どもの相手をずっとしていなくて良いので助かる、ほっとできる。」との評価をいただいた。

学習室の先生からは「一日中勉強をするには集中力が持たない子もいるので、良いリフレッシュになる。」との感想を得た。

外遊び後には手洗いの声かけも実施し、健康管理にも配慮した。

※「こどもの遊び場」参加状況

月日	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	計
人数	11	19	18	5	台風中止	8	10	3	3	10	10	10	4	111

⑤環境整備

避難所開設初期から、感染症対策やエコノミー症候群予防が必要であった。

特に、保健衛生の観点からトイレ等各所の清潔保持が必要となり、ボランティア等の人手が集まりにくかった避難所開設初期には、岡山D W A Tとしてトイレ掃除を実施した。

さらに、ゴミ箱にハエがたかり、衛生状態が悪く感染症の拡大の危険性があったため、ゴミの回収を8月中旬まで継続して実施した。

8月中旬以降は、避難所に暮らしている人たち自身でゴミが回収できるように、住民へゴミ回収の仕方の説明会を開催し、ゴミ回収の仕方のマニュアルを作成した。

以降はゴミ回収が問題なく行われているか、清潔が保たれているかの確認を実施し、都度状況を自治会代表者と共有した。

また、緊急期には避難所内の洋式トイレの配置や段差解消等の環境整備にも協力し、J R A T（リハビリ）や保健師等と協働し、福祉的な視点に立った見立てを行ったり、気になる箇所については避難所運営行政へ改善の提案をした。

おわりに

平成30年7月豪雨災害では、本会をプラットフォームに、県内の社会福祉法人や種別協議会、職能団体等のご理解・ご協力により、DWA Tを組成することができ、55日間活動展開することができました。また、8月末のDWA T活動終了から9月末まで1か月間、つどいの場（ふれあいサロン）活動を継続展開できたことも大きな成果のひとつとなりました。

本調査報告書では、実際にDWA Tの一員として支援活動を展開して下さった方々を対象に、被災地での活動において感じた気持ちや感想を把握することも目的のひとつでした。記述にもあるとおり、多くの学びと発見、福祉専門職としての災害支援に関わる意味が見えてきた半面、資機材の準備や組織的な対応のあり方などの課題も明確になりました。この経験や課題を次なる災害支援に生かしていけるよう、被災県である本会としての使命は非常に大きいと痛感しております。

最後に、本県DWA Tの先遣隊が活動を行う初期段階において、急なお願いにもかかわらず先遣隊に同行し、助言くださいました富士通総研名取直美氏、京都DWA T武田康晴氏、岩手DWA T加藤良太氏・千葉正道氏、県外からDWA T（DCAT）を派遣くださいました京都府・岩手県・静岡県・群馬県・青森県のみなさまに厚く感謝申し上げます。

ありがとうございました。

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

事務連絡

平成30年7月7日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中

中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

1. 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

また、従来より、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。

事務連絡

平成30年7月14日

都道府県

各 指定都市 民生主管課 御中

中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課

平成30年7月豪雨に伴う避難者への必要な支援体制の確保等について

平成30年7月豪雨により、全国の各地で広範囲に甚大な被害がもたらされ、多くの住民が避難生活を余儀なくされています。

こうした避難者の中には、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者が含まれており、その要介護度の悪化や生活機能の低下等といった二次被害を防止するためには、避難生活の早期の段階から、必要な支援を確保していくことが重要です。

具体的には、今後、さらに気温の上昇等が見込まれる中で、避難者の状態把握や、避難所内で必要となる介護、避難生活中の困り事又は生活の復旧を図っていくための相談支援、授乳スペースやキッズスペースの設置等避難所内の環境整備などといった福祉的な観点からの支援が必要となります。

このため、先般5月31日付けお示しをしている「災害時の福祉支援体制の整備について」（社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、災害派遣福祉チームを派遣、又は他県からのチームの派遣を受け入れることにより、支援を確保することとも有効と考えられます。

また、厚生労働省としても、別紙の関係団体に対し、7月7日付け事務連絡「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」を踏まえ、社会福祉施設等における避難者への対応等について協力を依頼しているところですが、必要に応じて各都道府県レベルでの支援の確保に向けたさらなる協力を要請してまいります。

以上を踏まえ、今般の豪雨により被災された各都道府県等におかれましては、都道府県等レベルで関係団体との積極的な連携を図りつつ、必要な場合には、応援職員の派遣等の協力をこれらの団体に求めるとともに、災害派遣福祉チームの活動内容や必要性等について、管内市町村等に対し周知を図りつつ、保健所等を始め保健医療関係機関とも連携した避難者に対する支援体制の確保及び受援体制の整備に努めて頂きますよう、お願いいたします。

(別紙) 厚生労働省が協力を要請した団体

	団体名
高齢者関係	<ul style="list-style-type: none">・ 日本認知症グループホーム協会・ 全国グループホーム団体連合会・ 全国老人福祉施設協議会・ 高齢者住まい事業者団体連合会・ 全国軽費老人ホーム協議会・ 日本介護支援専門員協会・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会・ 日本在宅介護協会・ 全国農業協同組合中央会・ 日本生活協同組合連合会・ 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会・ 市民福祉団体全国協議会・ 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会・ 24時間在宅ケア研究会・ 全国老人保健施設協会

<p>子ども関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本保育協会 ・ 全国私立保育園連盟 ・ 全国保育協議会 ・ 全国保育士会 ・ 全国児童養護施設協議会 ・ 全国乳児福祉協議会 ・ 全国児童自立支援施設協議会 ・ 全国児童心理治療施設協議会 ・ 全国自立援助ホーム協議会 ・ 全国母子生活支援施設協議会 ・ 日本ファミリーホーム協議会 ・ 全国婦人保護施設等連絡協議会 ・ 日本子ども・子育て支援センター連絡協議会 ・ 子育てひろば全国連絡協議会 ・ 全国学童保育連絡協議会 ・ 児童健全育成推進財団
<p>障害児・者関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本知的障害者福祉協会 ・ 全国身体障害者施設協議会 ・ 全国社会就労センター協議会 ・ きょうされん ・ 日本セルフセンター ・ 全国就業支援ネットワーク ・ 全国就労移行支援事業所連絡協議会 ・ 就労継続支援A型事業所全国協議会 ・ 日本相談支援専門員協会 ・ 全国精神障害者地域生活支援協議会 ・ 全国地域生活支援ネットワーク ・ 全国地域で暮らそうネットワーク ・ 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 ・ 全国手をつなぐ育成会連合会 ・ 障害児・者相談支援事業全国連絡協議会 ・ 日本肢体不自由児協会 ・ 全国重症心身障害児（者）を守る会 ・ 日本重症心身障害福祉協会

	<ul style="list-style-type: none"> ・全国肢体不自由児者施設運営協議会 ・全国盲ろう難聴児施設協議会 ・全国児童発達支援協議会 ・全国発達支援通園事業連絡協議会 ・全国肢体不自由児者父母の会連合会 ・全国重症心身障害日中活動支援協議会 ・日本筋ジストロフィー協会 ・日本ダウン症協会 ・日本自閉症協会 ・発達障害者支援センター全国連絡協議会 ・日本発達支援ネットワーク ・全国視覚障害者情報提供施設協会 ・全国聴覚障害者情報提供施設協会 ・日本盲人社会福祉施設協議会
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全国社会福祉法人経営者協議会 ・日本介護福祉士会 ・日本社会福祉士会

事務連絡
平成30年7月14日

都道府県
各 指定都市 民生主管課長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

平成30年7月豪雨による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

平成30年7月豪雨による介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについては、以下のとおり整理したので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。なお、被災県におかれては、派遣先の社会福祉施設等の被災状況等に応じて適切な支援等を実施されますとともに、県内市町村への周知をお願いいたします。

1 社会福祉施設等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

介護職員等の派遣要請を行った社会福祉施設等（以下、「派遣要請施設」という。）に対しては、施設種別毎に介護サービス費、自立支援給付又は措置費（運営費）（以下「介護サービス費等」という。）が支弁されています。定員を一時的に超過して要介護者等を受け入れた場合、当該超過人数分に対応した介護サービス費等が支弁されることとなります。

そのため、派遣職員に係る人件費については、派遣要請施設が介護サービス費等から支払うことを原則とします。

イ 旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費は、当該都道府県と内閣府との協議の上、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

ア 人件費

派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、介護職員等を派遣した施設（以下、「派遣元施設」という。）が立替払いをすることを原則とします。

なお、人件費の金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間の協議により、決定することとなります。

イ 旅費等

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため、派遣元施設で立替払いをすることを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

2 福祉避難所への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費は、概ね要配慮者(原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者(要介護者等)は除く。)10人につき1人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要配慮者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要配慮者が避難している場合でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

イ 旅費等

福祉避難所に対する介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費は、当該都道府県と内閣府との協議の上、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県等との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

(3) 留意点

福祉避難所に避難している要配慮者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者(要介護者等)に対して、緊急に入所できる施設等が確保で

きない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された介助員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いいたします。

3 その他

福祉避難所として避難者（社会福祉施設等の入所者は除く。）を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うことになります。

災害派遣福祉チーム（DWAT）の紹介（8/20）

～ お困りのことがありましたら、私たちにお声かけください ～
～ きいろのジャンパー(ピブス)を着ています ～

◆災害派遣福祉チーム(DWAT=Disaster Welfare Assistance Team)とは

私たちは、福祉の資格をもった関係者が集まった支援チームです。

普段は、特別養護老人ホームや障害者支援施設、保育園等の社会福祉施設で働いており、お年寄りの介助や困りごとの相談に応じています。

社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、保育士などの資格を持っていますので、体調のすぐれない方やご年配の方、こんなことをお手伝いしてほしいといった困りごとについてご相談ください。

ほかの専門職チーム、DMAT(医療)チームや保健師のチームなどと連携しながら、支援を行っていきますので、困ってそうな方や体調のすぐれない方を見かけたら、お話をお聞きするためにお伺いさせていただきます。

岡山DWAT以外にも、岩手(終了)・京都(終了)・静岡(終了)・群馬(終了)・青森(8/13~21)から県外から応援が入っています。

◆活動内容

- ・高齢の方や障がいのある方や配慮を必要とする方への避難所における生活支援
- ・医療救護班(DMAT)、保健活動班(保健師)、JRAT(リハビリ)などの専門職チームと連携した診察(診療)の同行やアセスメント調査の実施、見守り・声かけ
- ・社会福祉施設への受入調整や相談などの調整(コーディネート)
- ・なんでも相談コーナーを通じた避難所ニーズの把握と相談対応
- ・つどいの場(ふれあいサロン)の提供による居場所づくり など

◆設置場所

- ・岡田小学校・菌小学校・二万小学校において、体育館の出入口付近に「なんでも相談ブース」を設置しています。
- ・岡田小学校・菌小学校には、保健師やJRAT等と連携して支援に入っています。

◆現在の活動

・9月2日(日)の活動終結に向けて、要配慮者については、地元の高齢者支援センター(地域包括支援センター)や福祉関係機関への明確な引継ぎを実施しています。いますぐは配慮を必要としない方については、つどいの場(ふれあいサロン活動)を通じた仲間づくりや交流の場を提供していくことで、介護予防や症状の悪化を防ぐ取組(災害関連死の防止)を企画し、地元福祉関係団体に引き継いでいただくことを予定しています。9月からは、岡田・菌小学校においては、つどいの場(ふれあいサロン活動)を継続していけるように調整を進めています。

- 岡田小学校(7/10~)=アセスメント・要配慮者支援・
なんでも相談・つどいの場(ふれあいサロン)・環境整備
- 菌小学校(7/16~)=アセスメント・要配慮者支援・
なんでも相談・つどいの場(ふれあいサロン)・環境整備
- 二万小学校(7/18~)=なんでも相談・環境整備

◆事務局

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 経営支援班(TEL:086-226-3529)

きょうと でいーわっと 京都DWATのあゆみと災害時の派遣の流れ

京都府では、避難生活を送る上で想定される高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦又は外国人など災害時に支援を要する方^(※)の体調や心身状況の悪化などを防ぐため、平成26年度に福祉専門職で構成するチームを府内の地域ごとに12チーム編成し、128名がチーム員として登録しています。(平成30年3月時点)

※災害対策基本法では、^{ようはいりよしゃ}要配慮者といひます。

- 事務局** …… 京都府災害時要配慮者避難支援センター^(※)(以下、「センター」という。)
- チーム員** …… センターに参画する福祉関係団体から推薦を受けて登録した福祉専門職(社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、相談員、看護師等)で構成。
- 派遣基準** …… 地震等の大規模災害が発生し、被災自治体から派遣要請があった場合に避難所等に派遣。
- 派遣の流れ** …… 被災自治体(府内:市町村、府外:都道府県)からの要請に基づき、派遣調整を行った後、センターからチーム員に派遣調整・依頼し、現地へ派遣。
- 活動場所** …… 一般の避難所(現地の状況に応じて福祉避難所等でも支援)

京都DWAT(12地域)



京都府災害派遣福祉チーム(京都DWAT)

事務局: 京都府災害時要配慮者避難支援センター

<京都府健康福祉部介護・地域福祉課>
TEL:075-414-4605
FAX:075-414-4572
E-Mail:kyotodwat@pref.kyoto.lg.jp

<京都府社会福祉協議会総務部福祉経営推進室>
TEL:075-252-6292
FAX:075-252-6310

京都DWATエリアチーム連絡先

でいーわっと 京都DWAT

Disaster Welfare Assistance Team

京都府災害派遣福祉チーム



京都府・京都府災害時要配慮者避難支援センター

※京都府災害時要配慮者避難支援センター
原子力災害や、大規模・広域災害発生時における要配慮者の避難・受入調整、他府県発生時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整することを目的に平成25年に設立。

- ◆センター長: 京都府健康福祉部長
- ◆構成団体: 医療関係6団体、福祉関係14団体、行政関係9団体

京都府災害派遣福祉チーム 京都DWATとは？

きょうと でい-わっと

私たち京都府災害派遣福祉チーム(京都DWAT「でい-わっと」)は、災害時に避難所に駆けつけ、誰もが安心して過ごせるよう福祉的な目線で現地の皆さんに寄り添った支援を行います。

また、平常時には、地域の皆さんと連携して災害に強い地域づくりのための活動などを行っています。



活動内容 ~災害時だけでなく平常時から活動しています~

平常時

- ・ 京都DWAT養成研修・訓練への参加
- ・ 「福祉避難サポートリーダー養成研修」への参画
- ・ 地域の防災訓練や行事等への参加
- ・ 災害に備える平常時の地域づくりへの協力 など



災害時

- ・ 避難所環境の整備(段差をなくす、通路の確保など)
- ・ 高齢者や障害者など配慮を要する方への聞き取り(必要に応じ福祉避難所へ繋ぐなど)
- ・ 関係機関への受入、相談などのコーディネート
- ・ 配慮を要する方からの相談対応及び応急的な介護等の支援
- ・ 市町村、医療救護班、保健活動班などと連携した要配慮者の支援 など



活動実績

~災害時に安心して過ごせるよう活動しています~

平常時の活動

チーム員は、地域の行事や防災訓練に参画し、京都DWATの活動や、災害時の要配慮者支援についての周知・啓発活動を行っています。



① 児童館での防災ワークショップの実施



② 地域の防災訓練への参画



③ 地域の訓練や行事での啓発



④ 研修や講演会での講師



⑤ 広報活動
デイリーニュース京都(J:COMチャンネル京都)より



災害時派遣

平成28年熊本地震

- 期間：平成28年5月13日～31日
- 派遣人数：5名×3班 計15名
- 派遣先：益城町交流情報センター(ミナテラス)
- 主な活動内容：避難者への生活改善支援
避難所の生活環境改善支援
生活相談
関係機関、団体との連携確保
継続的な支援体制の構築 など

福祉相談コーナーでの相談・支援



避難所環境の整備

避難所関係者の声

- ・ 障害のある方々への対応に手が回ってなかったので助かった。
- ・ 相談コーナーは、避難者の皆さんの心の支えとなった。
- ・ 靴が散乱していたので玄関に靴箱を作ってください手押し車での出入りや物資搬入等がスムーズになり、また、子ども達と一緒に作ってくださったのも良かった。
- ・ 避難者の目線で声を掛けていただき安心してつながった。

福祉専門職による 災害時要配慮者支援の取組 静岡県災害派遣福祉チーム(静岡DCAT)



静岡県災害派遣福祉チーム

静岡DCATとは

～災害時、福祉専門職チームが災害関連死からあなたや家族を守る!～

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク

【ネットワークの設置】

東日本大震災等の過去の災害での教訓を踏まえ、災害時に避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行うために、静岡県内の福祉分野において公民協働による広域支援体制を構築しました。このネットワークの中心的な活動が静岡県災害派遣福祉チーム(静岡DCAT)です。

静岡県災害派遣福祉チーム(静岡DCAT)

※Disaster Care Assistance Teamの略

【静岡DCATとは】

ネットワークの福祉関係団体に所属する福祉施設等の職員で、所定の研修を修了した者の中から、1チーム5名程度で編成する福祉専門職チームです。

災害発生後、被災した市町から静岡県に派遣要請があると、ネットワークの事務局がチームを編成して被災地へ派遣します。被災した市町が指定する避難所や福祉避難所で支援活動を行います。

静岡DCATの支援活動

- ① 福祉的トリアージ
- ② 環境整備
- ③ 移送支援
- ④ 医療支援チームとの連携



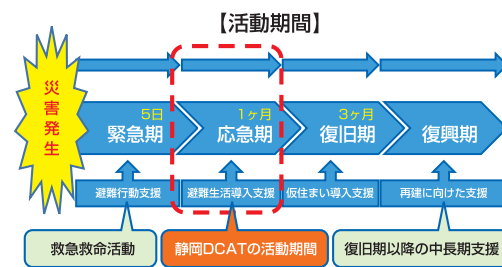
静岡DCATのチーム編成

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員をリーダーに、保育士や精神保健福祉士、生活相談員、介護職員等でチームを編成。1チームの活動期間は、原則7日間。



静岡DCATが活動で大切にしている4つの考え方

- ① 被災者中心
- ② 地元主体
- ③ 協働
- ④ 自己完結



【静岡県とネットワークにおける協定】

静岡DCATの派遣は、被災市町から静岡県を通じての派遣要請が原則となることから、派遣が円滑に行われることを目的に静岡県とネットワークの間で協定を締結しています。



静岡県との「災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定締結式」(平成29年3月29日)

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク加入団体

(設置:平成28年12月22日)

福祉関係団体

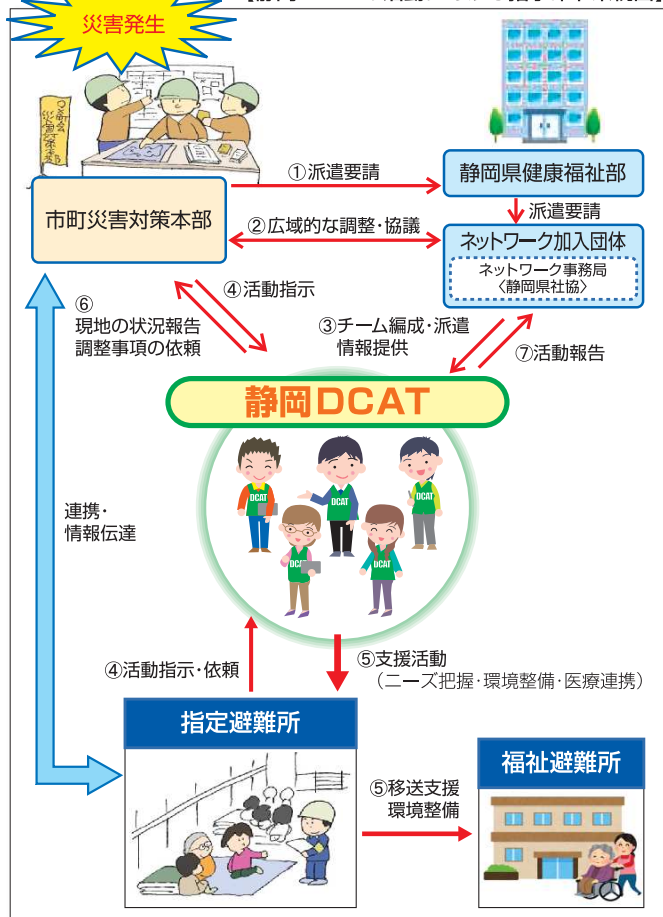
- ・静岡県社会福祉法人経営者協議会・静岡県救護更生施設連絡協議会・静岡県乳児院協議会
- ・静岡県母子生活支援施設協議会・静岡県児童養護施設協議会・静岡県保育連合会
- ・静岡県知的障害者福祉協会・静岡県老人福祉施設協議会
- ・一般社団法人静岡県社会就労センター協議会・静岡県福祉医療施設協議会
- ・静岡県身体障害者施設協議会・社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(事務局)

職能団体

- ・一般社団法人静岡県社会福祉士会・一般社団法人静岡県介護福祉士会
- ・特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会

派遣要請から活動までの流れ

【静岡DCATの活動における指示命令系統図】



災害関連死を防ぐために

静岡DCATの活動内容例 (福祉的支援)

福祉的トリアージ

(ニーズ把握)

- 保健師チーム等と連携し、要配慮者が指定避難所等での生活継続が可能かを判断
- 被災地域における福祉ニーズの把握と掘り起こし

環境整備

- 避難所レイアウトの検討や福祉相談窓口や福祉避難室(スペース)の設置に向けた調整
- 福祉避難所の開設または運営の支援
- 個々の生活空間・衛生環境の整備

移送支援

- 要配慮者が他の避難場所への移送が適切であると判断できる場合、適切な避難場所への移送の調整を行う。
- 避難所運営者や行政、保健、医療チーム等支援団体との情報共有と連携

医療連携

- 医療チームとの連携内容の確認
- 被災者の服薬や医療的ケアに関する内容、留意点の把握と疑問点、夜間対応に関する医療職との情報共有

災害に備えた日ごろからの取組



災害時の支援活動

平常時の支援活動

防災・減災活動をとおして地域力を育てる

災害時の福祉支援体制の構築はみんなの課題です。誰かが頑張れば、誰かがやれば作れるものではありません。

静岡DCATは災害時に備えて、日ごろから地域住民や行政と一緒に支援活動を行います。自治会や支援者団体、行政等が開催する防災訓練や勉強会などに積極的に出向いて、災害時の要配慮者支援の大切さを伝えると同時に、日頃からの地域におけるつながりを築いていきます。



問合せ (静岡DCATとの共同訓練や出張講座の依頼は下記までお願いします)

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク

事務局：社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉企画部経営支援課
〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館3階静岡県社会福祉協議会内
TEL：054-254-5231 FAX：054-251-7508 Email：s_dcat@shizuoka-wel.jp

このパンフレットは全国社会福祉法人経営者協議会「平成29年度 災害福祉支援ネットワーク構築モデル事業」の助成金により作成しています。



福祉的トリアージ・ニーズ把握 (※訓練)



移送支援 (※訓練)



平成 30 年度 災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業
(平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

発行月 平成 31 (2019) 年 3 月

発行者 株式会社 富士通総研

〒105-0022 東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー

tel. 03 (5401) 8396

fax. 03 (5401) 8439

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/>

禁無断転載